

令和元年9月10日  
(2019年)

市内指定居宅介護支援事業所 管理者様  
市内指定介護予防支援事業所 管理者様  
市内指定予防専門型訪問サービス事業所 管理者様  
市内指定家事援助限定型訪問サービス事業所 管理者様  
市内指定予防専門型通所サービス事業所 管理者様

西宮市介護保険課長

### 総合事業におけるサービスコードの改定について（通知）

平素より、本市介護保険事業の推進にご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

本市においては、令和元年10月1日より、介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業において、報酬改定を行います。これに伴い、サービスコードを改定しましたのでお知らせします。

サービスコードの改定に伴い、サービスコードマスタを更新しておりますので、本市ホームページよりダウンロードをして、取り込んでいただきますようお願いします。

### 記

#### 1. 改定内容

- 基本単位数の引き上げ（主な内容は下表の通り）

サービス種類	～令和元年9月	令和元年10月～
介護予防ケアマネジメント	430単位	431単位
予防専門型訪問サービス	(Ⅰ) 1,168単位	(Ⅰ) 1,172単位
	(Ⅱ) 2,335単位	(Ⅱ) 2,342単位
	(Ⅲ) 3,704単位	(Ⅲ) 3,715単位
家事援助限定型訪問サービス	(Ⅰ) 934単位	(Ⅰ) 938単位
	(Ⅱ) 1,868単位	(Ⅱ) 1,874単位
	(Ⅲ) 2,963単位	(Ⅲ) 2,972単位
予防専門型通所サービス	要支援1・事業対象者 1,647単位	要支援1・事業対象者 1,655単位
	要支援2 3,377単位	要支援2 3,393単位

- 介護職員等特定処遇改善加算の創設

訪問型サービス・・・サービスコードはA2に追加

通所型サービス・・・サービスコードはA6に追加

#### 2. サービスコードマスタの取り込み方法

本市ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/kaigojigyo/tetsuzuki/jigyo-kaigoyobo.html>

以上

<問い合わせ先>

〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3

西宮市 介護保険課 給付・適正化チーム

電話：0798-35-3048